

議案第1号

令和6年度船橋市一般会計予算

令和6年度船橋市的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235, 250, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
10 市税		105,913,000
	10 市民税	50,804,400
	15 固定資産税	39,921,500
	20 軽自動車税	740,200
	25 市たばこ税	3,854,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	3,000
	35 事業所税	2,195,200
	40 都市計画税	8,394,600
15 地方譲与税		963,900
	12 地方揮発油譲与税	208,000
	15 自動車重量譲与税	656,100
	22 森林環境譲与税	74,400
	25 特別とん譲与税	25,400
20 利子割交付金		50,800
	10 利子割交付金	50,800
21 配当割交付金		723,400
	10 配当割交付金	723,400
23 株式等譲渡所得割交付金		597,300
	10 株式等譲渡所得割交付金	597,300
24 地方消費税交付金		14,189,300
	10 地方消費税交付金	14,189,300
25 ゴルフ場利用税交付金		3,200
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,200
26 法人事業税交付金		1,170,500
	10 法人事業税交付金	1,170,500
30 自動車取得税交付金		100
	10 自動車取得税交付金	100
31 環境性能割交付金		173,900
	10 環境性能割交付金	173,900
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000
37 地方特例交付金		3,389,600
	10 地方特例交付金	3,385,800
	30 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,800
40 地方交付税		10,400,800
	10 地方交付税	10,400,800

(単位:千円)

款	項	金額
45 交通安全対策特別交付金		58,400
	10 交通安全対策特別交付金	58,400
50 分担金及び負担金		1,375,800
	10 負担金	1,375,800
55 使用料及び手数料		4,559,300
	10 使用料	3,013,440
	15 手数料	1,545,860
60 国庫支出金		44,939,100
	10 国庫負担金	38,281,260
	15 国庫補助金	6,525,860
	20 委託金	131,980
65 県支出金		16,059,900
	10 県負担金	11,335,380
	15 県補助金	3,327,140
	20 委託金	1,397,380
70 財産収入		606,700
	10 財産運用収入	416,230
	15 財産売払収入	190,470
75 寄附金		1,360,500
	10 寄附金	1,360,500
80 繰入金		6,502,800
	10 基金繰入金	6,307,540
	15 特別会計繰入金	195,260
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		9,356,800
	10 延滞金・加算金及び過料	179,490
	15 市預金利子	1,240
	20 貸付金元利収入	2,771,050
	25 受託事業収入	676,790
	30 収益事業収入	240,000
	35 雜入	5,488,230
95 市債		12,354,900
	10 市債	12,354,900
歳 入 合 計		235,250,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10 議会費		977,900
	10 議会費	977,900
15 総務費		18,640,300
	10 総務管理費	14,997,900
	15 徴稅費	1,709,140
	20 戸籍住民基本台帳費	1,435,550
	25 選挙費	304,330
	30 統計調査費	61,790
	35 監査委員費	131,590
20 民生費		114,567,800
	10 社会福祉費	43,537,530
	15 児童福祉費	53,088,810
	20 生活保護費	17,926,190
	25 災害救助費	15,270
25 衛生費		18,012,000
	10 保健衛生費	10,970,910
	15 清掃費	7,041,090
30 労働費		202,400
	10 労働諸費	202,400
35 農林水産業費		581,100
	10 農業費	488,840
	15 林業費	64,170
	20 水産業費	28,090
40 商工費		4,250,000
	10 商工費	4,250,000
45 土木費		22,944,000
	10 土木管理費	702,340
	15 道路橋りょう費	3,653,410
	20 河川費	1,575,370
	25 港湾費	28,570
	30 都市計画費	15,847,770
	35 住宅費	1,136,540
50 消防費		7,616,000
	10 消防費	7,616,000
55 教育費		28,855,600
	10 教育総務費	6,282,680
	15 小学校費	5,111,460
	20 中学校費	2,353,860
	25 高等学校費	1,199,930
	30 特別支援学校費	320,880
	35 社会教育費	6,210,800

(単位：千円)

款	項	金額
	40 保健体育費	7,375,990
65 公債費		18,302,900
	10 公債費	18,302,900
75 予備費		300,000
	10 予備費	300,000
歳出	合計	235,250,000

第2表 繼続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
45 土木費	15 道路橋りょう費	新船橋橋架替事業	359,900	令和6年度	159,900
		高根公園駅前広場整備事業		令和7年度	200,000
50 消防費	10 消防費	消防局庁舎用地整備事業	499,290	令和6年度	36,800
				令和7年度	116,200
				令和6年度	220,330
				令和7年度	278,960

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議長車運行管理業務委託料	令和6年度～令和9年度	25,470千円
ちば電子調達システムサービス使用料	令和6年度～令和13年度	81,728千円
広報ふなばし編集業務委託料	令和6年度～令和9年度	38,883千円
印刷室運営等業務委託料	令和6年度～令和11年度	146,740千円
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	837,184千円
情報システム関連更新賃借料	令和6年度～令和12年度	291,697千円
情報システム関連更新業務委託料	令和6年度～令和7年度	426千円
データエントリー業務委託料	令和6年度～令和7年度	5,568千円
情報セキュリティ外部監査業務委託料	令和6年度～令和8年度	16,000千円
課税データエントリー業務委託料	令和6年度～令和7年度	3,562千円
固定資産評価総合支援業務委託料	令和6年度～令和8年度	49,181千円
氏名の振り仮名法制化業務委託料	令和6年度～令和8年度	270,000千円
一時生活支援事業業務委託料	令和6年度～令和8年度	5,670千円
障害者等住宅整備資金貸付	令和6年度～令和7年度	6,976千円
障害者福祉施設リフトバス運行管理業務委託料	令和6年度～令和11年度	127,500千円
老人福祉施設整備費補助金	令和6年度～令和7年度	449,400千円

事 項	期 間	限 度 額
介護用品支給業務委託料	令和6年度～令和8年度	98,017千円
保育料納付書等処理業務委託料	令和6年度～令和7年度	1,338千円
休日保育事業業務委託料	令和6年度～令和7年度	13,353千円
児童育成料納付書等処理業務委託料	令和6年度～令和7年度	1,081千円
塙田児童ホーム・塙田公民館高圧受変電及び非常用発電設備改修費	令和6年度～令和7年度	62,502千円
三咲児童ホーム・三咲公民館高圧受変電及び非常用発電設備改修費	令和6年度～令和7年度	50,986千円
放課後ルームおやつ供給業務委託料	令和6年度～令和9年度	362,380千円
宮本第一保育園受変電設備改修費	令和6年度～令和7年度	36,883千円
住宅等災害復旧資金利子補給	令和6年度～令和13年度	借受残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
健康医療電話相談サービス業務委託料	令和6年度～令和9年度	80,080千円
生物多様性地域戦略策定支援業務委託料	令和6年度～令和8年度	43,714千円
清掃センター塵芥収集車購入費	令和6年度～令和7年度	73,623千円
粗大ごみ受付業務委託料	令和6年度～令和11年度	339,873千円
農業後継者対策資金利子補給	令和6年度～令和11年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	令和6年度～令和26年度	融資残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	令和6年度～令和11年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金利子補給	令和6年度～令和9年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
商工業戦略プラン策定支援業務委託料	令和6年度～令和7年度	7,300千円
中小企業融資損失補填	令和6年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の2割以内に相当する額
ふるさと納税事業業務委託料	令和6年度～令和8年度	寄附額に年5.17パーセントの率を乗じた額
J R 船橋駅前広場等清掃業務委託料	令和6年度～令和9年度	87,054千円
地図データ使用料	令和6年度～令和9年度	8,889千円
舗装修繕及び道路排水整備費	令和6年度～令和7年度	200,000千円
佐倉二線人道橋橋りょう補修工事委託料	令和6年度～令和7年度	320,000千円
東葉高速線新駅工事照査業務委託料	令和6年度～令和10年度	48,224千円
東葉高速線新駅電気設備設計照査業務委託料	令和6年度～令和7年度	8,668千円
東葉高速線新駅整備費負担金	令和6年度～令和10年度	7,018,570千円
緑の基本計画改定業務委託料	令和6年度～令和7年度	5,800千円
法典公園管理棟受変電設備改修費	令和6年度～令和7年度	113,000千円
公営住宅借上料	令和6年度～令和15年度	契約期間内における借上料
救急ステーション建替工事費負担金	令和6年度～令和9年度	705,200千円
プラネタリウム館展示ホール設備及び望遠鏡等更新賃借料	令和6年度～令和16年度	51,308千円

事 項	期 間	限 度 額
学校体育館空調設備設置費	令和6年度～令和7年度	729,048千円
宮本中学校校舎建替工事設計業務委託料	令和6年度～令和7年度	104,443千円
特別支援学校スクールバス運行業務委託料	令和6年度～令和11年度	394,733千円
埋蔵文化財調査業務委託料	令和6年度～令和7年度	40,000千円
公民館使用料等集配業務委託料	令和6年度～令和8年度	15,540千円
学校給食費等口座振替データエンタリー業務委託料	令和6年度～令和7年度	357千円
小・中学校給食調理業務委託料(若松小学校ほか22校)	令和6年度～令和9年度	2,086,898千円
武道センター改修費	令和6年度～令和7年度	820,930千円
都市計画事業用地等買収費 (千葉県地方土地開発公社分)	令和6年度～令和10年度	元金347,660千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対する損失補償	令和6年度～令和10年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅延利息の合計額

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
出張所整備事業	77,600			
市民センター整備事業	37,900			
庁舎改修事業	77,200			
防災施設整備事業	7,400			
電気自動車等整備事業	2,400			
障害者福祉施設建設事業	23,900			
老人福祉施設建設事業	585,800			
児童福祉施設建設事業	322,100			
保育所建設事業	216,000			
災害援護資金貸付事業	2,500	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
看護専門学校建設事業	25,500			
保健センター建設事業	89,400			
リハビリテーション病院建設事業	28,500			
動物愛護指導センター整備事業	5,000			
診療所建設事業	7,700			
ごみ処理施設整備事業	37,500			
農業センター整備事業	45,800			
道路整備事業	990,800			
交通安全施設整備事業	89,100			
橋りょう整備事業	152,900			
河川整備事業	593,200			
港湾整備事業	23,000			
土地区画整理事業	1,919,100			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
街路整備事業	253,200			
公園整備事業	518,000			
本町駐車場整備事業	55,600			
東葉高速線請願駅整備事業	117,600			
公営住宅ストック総合改善事業	118,100			
急傾斜地崩壊対策事業	26,700			
消防施設整備事業	1,083,700			
総合教育センター整備事業	6,900			
小学校建設事業	1,811,300			
中学校建設事業	352,700			
特別支援学校建設事業	120,400			
公民館建設事業	1,131,900			
図書館建設事業	85,400			
飛ノ台史跡公園博物館整備事業	34,700			
市民文化ホール整備事業	19,900			
少年自然の家整備事業	19,200			
埋蔵文化財調査事務所整備事業	7,900			
市民ギャラリー整備事業	21,400			
茶華道センター整備事業	7,800			
文化財保存事業	4,400			
運動公園整備事業	47,800			
臨時財政対策	1,150,000			
計	12,354,900			

議案第2号

令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,223,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
10 国民健康保険料		10,687,000
	10 国民健康保険料	10,687,000
15 国庫支出金		483,400
	15 国庫補助金	483,400
25 県支出金		34,487,900
	10 県補助金	34,487,900
33 財産収入		100
	10 財産運用収入	100
35 繰入金		5,388,300
	10 他会計繰入金	5,380,300
	15 基金繰入金	8,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		176,200
	10 延滞金・加算金及び過料	99,360
	30 雑入	76,840
	△ 一部負担金	0
歳 入	合 計	51,223,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 総務費		1,440,000
	10 総務管理費	1,193,130
	15 徴收費	246,870
15 保険給付費		33,908,000
	10 療養諸費	29,347,410
	15 高額療養費	4,382,200
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	141,060
	25 葬祭諸費	36,000
	30 傷病手当金	980
21 国民健康保険事業費納付金		15,218,200
	10 医療給付費分	10,035,580
	15 後期高齢者支援金等分	3,822,430
	20 介護納付金分	1,360,190
30 保健事業費		469,800
	10 保健事業費	18,830
	15 特定健康診査等事業費	450,970
35 諸支出金		87,000
	10 債還金及び還付加算金	87,000
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
△ 共同事業拠出金		0
	△ 共同事業拠出金	0
歳 出 合 計		51,223,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	403,158千円
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和6年度～令和7年度	541千円

議案第3号

令和6年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,688,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位:千円)

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 公共用地先行取得事業費		961,000
	10 公共用地先行取得事業費	961,000
15 公債費		727,000
	10 公債費	727,000
△ 諸支出金		0
	△ 繰出金	0
歳 出 合 計		1,688,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画事業用地等買収費	令和6年度～令和8年度	387,000千円

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得事業	961,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

議案第4号

令和6年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和6年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ693,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
20 財産収入		569,600
	05 財産運用収入	569,600
25 繰入金		65,400
	10 繰入金	65,400
30 繰越金		10
	10 繰越金	10
35 諸収入		57,990
	15 雜入	57,990
歳 入 合 計		693,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 再開発事業費		307,300
	15 事業費	307,300
15 公債費		384,700
	10 公債費	384,700
20 予備費		1,000
	10 予備費	1,000
歳 出 合 計		693,000

議案第5号

令和6年度船橋市介護保険事業特別会計予算

令和6年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,232,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 介護保険料		12,080,000
	10 介護保険料	12,080,000
15 国庫支出金		11,461,500
	10 国庫負担金	8,809,510
	15 国庫補助金	2,651,990
20 支払基金交付金		13,460,200
	10 支払基金交付金	13,460,200
25 県支出金		7,125,300
	10 県負担金	6,911,640
	20 県補助金	213,660
30 財産収入		1,500
	10 財産運用収入	1,500
40 繰入金		8,050,700
	10 他会計繰入金	8,050,700
	△ 基金繰入金	0
50 諸収入		52,800
	10 延滞金・加算金及び過料	790
	15 市預金利子	10
	20 受託事業収入	1,360
	25 雜入	50,640
歳 入 合 計		52,232,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 総務費		1,332,400
	10 総務管理費	817,730
	15 徴收費	37,900
	20 介護認定審査会費	476,770
15 保険給付費		48,377,600
	10 介護サービス等諸費	46,004,900
	15 高額介護サービス等費	1,314,900
	17 高額医療合算介護サービス等費	190,200
	20 特別給付費	4,800
	25 特定入所者介護サービス等費	862,800
22 地域支援事業費		1,661,700
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,411,240
	12 一般介護予防事業費	80,050
	15 包括的支援事業・任意事業費	167,260
	20 その他諸費	3,150
30 基金積立金		661,600
	10 基金積立金	661,600
35 諸支出金		188,700
	10 償還金及び還付加算金	15,140
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	1,600
	25 繰出金	171,960
40 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		52,232,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	93,199千円

議案第6号

令和6年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
10 繰入金		1,100
	10 繰入金	1,100
20 繰越金		119,400
	10 繰越金	119,400
30 諸収入		44,500
	10 貸付金元利収入	43,700
	30 雑入	800
歳 入	合 計	165,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		39,800
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	39,800
15 公債費		50,600
	10 公債費	50,600
20 諸支出金		23,300
	10 繰出金	23,300
25 予備費		51,300
	10 予備費	51,300
歳 出 合 計		165,000

議案第7号

令和6年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,731,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 総務費		199,200
	10 総務管理費	171,100
	15 徴収費	28,100
15 後期高齢者医療広域連合納付金		9,496,300
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	9,496,300
20 諸支出金		25,500
	10 償還金及び還付加算金	25,500
25 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		9,731,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	183,308千円
後期高齢者医療保険料納入通知書等作成業務委託料	令和6年度～令和7年度	500千円

議案第8号

令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水 産 物	9, 704 トン
イ 青 果 物	60, 294 トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市場事業収益	1, 081, 000 千円
第1項 営業収益	723, 350 千円
第2項 営業外収益	357, 550 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 市場事業費用	1, 114, 000 千円
第1項 営業費用	995, 514 千円
第2項 営業外費用	7, 386 千円
第3項 特別損失	106, 100 千円
第4項 予備費	5, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額237, 300千円は、減債積立金9, 365千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39, 847千円及び過年度分損益勘定留保資金188, 088千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	104, 700 千円
第1項 企業債	78, 000 千円
第2項 出資金	26, 700 千円

支 出

第1款 資本的支出	342,000	千円
第1項 建設改良費	276,476	千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	65,524	千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場整備事業	78,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,288 千円

(他会計からの補助金)

第9条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、302,100千円である。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸徹

議案第9号

令和6年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床			
(2)	年	間	患	者	数		
	入		院	141,797人			
	外		来	236,575人			
(3)	1	日	平	均	患	者	数
	入		院	388人			
	外		来	959人			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入			
第1款 病院事業収益			21,671,000千円
第1項	医業	収益	20,206,600千円
第2項	医業外	収益	1,414,700千円
第3項	特別	利	益49,700千円
支出			
第1款 病院事業費用			21,671,000千円
第1項	医業	費用	21,143,200千円
第2項	医業外	費用	394,500千円
第3項	特別	損失	103,300千円
第4項	予備	費用	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額500,000千円は、減債積立金251,200千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,144千円及び過年度分損益勘定留保資金247,656千円で補填するものとする。）。

収 入					
第1款 資 本 的 収 入					3,796,000千円
第1項 企 業 債			債		3,089,600千円
第2項 補 助 金			金		406,300千円
第3項 負 担 金			金		300,000千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金					100千円
支 出					
第1款 資 本 的 支 出					4,296,000千円
第1項 建 設 改 良 費			費		3,744,800千円
第2項 企 業 債 償 還 金			金		551,200千円
(継続費)					

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 病 院 事 業 費 用	2 医業外 費 用	救急ステーション 建替事業	841,600	令和6年度	136,400
				令和7年度	0
				令和8年度	151,500
				令和9年度	553,700
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	医療センタ一 建替事業	57,649,100	令和6年度	3,113,200
				令和7年度	5,707,400
				令和8年度	24,385,700
				令和9年度	24,442,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
病棟看護事務補助者 派遣業務委託料	令和6年度～令和7年度	6,607
夜間看護補助者 派遣業務委託料	令和6年度～令和7年度	14,763
病院機能評価 認定審査業務委託料	令和6年度～令和7年度	2,298
新病院ネットワーク 設計業務委託料	令和6年度～令和7年度	32,967

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	383,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
新病院整備事業	2,706,300			
計	3,089,600			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,444,520千円

(2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,508,020千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	コンピュータ断層撮影装置	1式
	多項目自動血球分析装置	1式
	内視鏡カメラシステム	1式
	超音波画像診断装置	1式

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸徹

議案第10号

令和6年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	600,729人
(2)	年間有収水量	55,233,863m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	6,562,300千円
	処理場整備事業	2,894,676千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款	下水道事業収益	17,732,647千円
第1項	営業収益	11,961,136千円
第2項	営業外収益	5,771,411千円
第3項	特別利益	100千円
支出		
第1款	下水道事業費用	17,549,112千円
第1項	営業費用	15,780,871千円
第2項	営業外費用	1,718,141千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,840,612千円は、減債積立金423,128千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額337,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,080,484千円で補填するものとする。）。

収入		
第1款	資本的	収入
第1項	企業債	15,594,623千円
第2項	出資金	9,292,200千円
第3項	補助金	2,027,387千円
第4項	負担金	3,559,700千円
第5項	貸付金償還金	696,880千円
第6項	その他資本的収入	17,456千円
		1,000千円

支出		
第1款	資本的	支出
第1項	建設改良費	22,435,235千円
第2項	企業債償還金	11,026,696千円
第3項	貸付金	11,332,439千円
第4項	予備費	26,100千円
		50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	飯山満川 1号幹線管渠業 築造事業	5,293,000	令和6年度	205,000
				令和7年度	702,000
				令和8年度	2,940,000
				令和9年度	1,331,000
				令和10年度	115,000
	宮本ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業		357,709	令和6年度	127,800
				令和7年度	229,909
	中山ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業		660,000	令和6年度	166,000
				令和7年度	166,000
				令和8年度	328,000
	西浦下水流 処理場合流 2系沈砂池 設備更新事業		1,417,400	令和6年度	501,800
				令和7年度	392,700
				令和8年度	522,900

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	西 浦 下 水 処 理 場 水 処 理 設 備 更新 事 業	4,241,700	令和6年度	1,021,000
				令和7年度	797,000
				令和8年度	2,423,700
	2 水 管 道 改 良 費	高 瀬 下 水 処 理 場 沈 砂 池 設 備 更新 事 業	752,200	令和6年度	267,000
				令和7年度	164,400
				令和8年度	320,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中山管渠用地借上料	令和6年度～令和8年度	契約期間内における借上料
受益者負担金システム 運用管理業務委託料	令和6年度～令和7年度	4,566

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,292,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 815,275千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、699,800千円である。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第11号

令和5年度船橋市一般会計補正予算

令和5年度船橋市的一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,214,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,814,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方交付税		7,636,762	977,553	8,614,315
	10 地方交付税	7,636,762	977,553	8,614,315
50 分担金及び負担金		1,520,800	△75,075	1,445,725
	10 負担金	1,520,800	△75,075	1,445,725
60 国庫支出金		54,893,703	△997,754	53,895,949
	10 国庫負担金	37,131,597	△819,705	36,311,892
	15 国庫補助金	17,635,886	△178,049	17,457,837
65 県支出金		17,014,437	△1,153,750	15,860,687
	10 県負担金	11,067,743	△341,563	10,726,180
	15 県補助金	4,608,284	△812,187	3,796,097
70 財産収入		456,500	29,089	485,589
	10 財産運用収入	392,280	1,797	394,077
	15 財産売払収入	64,220	27,292	91,512
80 繰入金		10,602,183	769,614	11,371,797
	10 基金繰入金	10,414,583	769,614	11,184,197
95 市債		12,118,000	1,665,100	13,783,100
	10 市債	12,118,000	1,665,100	13,783,100
歳 入 合 計		246,599,425	1,214,777	247,814,202

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		991,500	△5,000	986,500
	10 議会費	991,500	△5,000	986,500
15 総務費		21,303,830	2,093,477	23,397,307
	10 総務管理費	17,575,281	2,113,477	19,688,758
	20 戸籍住民基本台帳費	1,347,829	△8,000	1,339,829
	25 選挙費	534,260	△12,000	522,260
20 民生費		115,426,294	1,278,836	116,705,130
	10 社会福祉費	47,670,509	616,022	48,286,531
	15 児童福祉費	50,167,765	662,814	50,830,579
25 衛生費		23,990,474	△3,824,448	20,166,026
	10 保健衛生費	17,002,901	△3,833,517	13,169,384
	15 清掃費	6,987,573	9,069	6,996,642
40 商工費		6,393,682	△8,000	6,385,682
	10 商工費	6,393,682	△8,000	6,385,682
45 土木費		22,948,339	△8,281	22,940,058
	10 土木管理費	734,040	△8,000	726,040
	15 道路橋りょう費	4,009,520	△269,000	3,740,520
	20 河川費	1,864,400	201,162	2,065,562
	30 都市計画費	15,348,989	76,557	15,425,546
	35 住宅費	967,240	△9,000	958,240
50 消防費		7,547,818	△130,000	7,417,818
	10 消防費	7,547,818	△130,000	7,417,818
55 教育費		28,645,809	1,818,193	30,464,002
	10 教育総務費	6,079,318	△5,000	6,074,318
	15 小学校費	3,490,440	1,226,810	4,717,250
	20 中学校費	4,305,924	637,383	4,943,307
	25 高等学校費	1,615,134	△30,000	1,585,134
	35 社会教育費	5,271,920	△11,000	5,260,920
歳 出 合 計		246,599,425	1,214,777	247,814,202

第2表 繼続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路 3・4・27号線 橋りょう 新設事業	1,195,000	令和5年度	153,000	1,456,600	令和5年度	153,000
				令和6年度	530,500		令和6年度	296,800
				令和7年度	511,500		令和7年度	817,400
							令和8年度	189,400

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	基幹システム関連運営事業	52,251
20 民生費	10 社会福祉費	老人福祉施設整備費等補助事業	7,642
		老人福祉センター管理運営事業	3,920
	15 児童福祉費	認可外保育施設事業	1,425
		病児保育事業	2,625
		心身障害児援助施設運営費補助事業	2,775
		一時預かり事業	750
		簡易マザーズホーム管理運営事業	200
		親子教室管理運営事業	100
		児童相談所建設事業	6,952
		保育所管理運営事業	8,200
25 衛生費	10 保健衛生費	リハビリテーション病院運営事業	21,296
		新型コロナウイルス感染症予防接種事業	17,002
	15 清掃費	西浦処理場し尿処理事業	47,969
35 農林水産業費	10 農業費	農業生産安定化事業	3,351
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路維持補修事業	252,938
		道路新設改良事業	226,575
		橋りょう維持事業	51,549
	20 河川費	準用河川整備事業	203,749
		普通河川整備事業	244,000
		排水機場整備事業	411,770
		排水路整備事業	42,124
		雨水流出抑制対策事業	9,000
		排水機場管理事業	18,480
	25 港湾費	港湾整備費負担金	12,192
	30 都市計画費	地域づくり促進事業	21,558
		飯山満地区土地区画整理事業	377,243
		海老川上流地区土地区画整理事業	1,175,980

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
45 土木費	30 都市計画費	都市計画道路整備事業	414,611
		都市公園整備事業	21,000
		既設公園整備事業	210,887
	35 住宅費	急傾斜地崩壊対策事業	42,425
50 消防費	10 消防費	消防車両整備事業	33,140
55 教育費	15 小学校費	校舎整備事業	98,388
		体育館整備事業	633,697
		設備機器改修事業	302,397
		その他学校施設整備事業	265,044
	20 中学校費	校舎整備事業	308,676
		設備機器改修事業	6,617
		その他学校施設整備事業	89,430
		学校建設諸経費	40,923

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	総額	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	防災無線整備事業	24,500	防災無線整備事業	34,468
20 民生費	15 児童福祉費	認定こども園運営費補助事業	3,200	認定こども園運営費補助事業	4,400
		小規模保育事業	2,400	小規模保育事業	5,250
		保育所運営費補助事業	34,400	保育所運営費補助事業	44,300
45 土木費	15 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	297,000	交通安全施設整備事業	44,766
55 教育費	20 中学校費	体育館整備事業	2,076,954	体育館整備事業	2,316,954
	25 高等学校費	施設整備事業	248,064	施設整備事業	348,043

第4表 債務負担行為補正

(変更)

事項	限度額	
	補正前	補正後
老人福祉施設整備費補助金	1,003,000千円	524,000千円

第5表 地方債補正

(追 加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市民センター整備事業	2,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
障害者福祉施設建設事業	150,000	200	150,200
老人福祉施設建設事業	123,800	3,400	127,200
保健センター建設事業	45,400	9,100	54,500
し尿処理施設整備事業	29,100	14,000	43,100
交通安全施設整備事業	150,800	△ 67,500	83,300
橋りょう整備事業	205,100	127,900	333,000
河川整備事業	896,000	186,400	1,082,400
港湾整備事業	19,300	400	19,700
街路整備事業	319,000	34,100	353,100
小学校建設事業	236,500	840,600	1,077,100
中学校建設事業	2,206,500	466,300	2,672,800
公民館建設事業	201,700	31,400	233,100
図書館建設事業	136,500	6,600	143,100
運動広場整備事業	51,200	8,600	59,800
運動公園整備事業	219,900	1,500	221,400

(単位:千円)

起債全体計	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
	12,118,000	1,665,100	13,783,100

議案第12号

令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国民健康保険料		10,825,000	△510,000	10,315,000
	10 国民健康保険料	10,825,000	△510,000	10,315,000
35 繰入金		5,513,800	510,000	6,023,800
	10 他会計繰入金	5,372,800	320,000	5,692,800
	15 基金繰入金	141,000	190,000	331,000
歳入	合計	51,914,000	0	51,914,000

議案第13号

令和5年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和5年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,508,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,732,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,523,400	434,400	10,957,800
	10 国庫負担金	8,073,530	434,400	8,507,930
20 支払基金交付金		12,348,800	559,025	12,907,825
	10 支払基金交付金	12,348,800	559,025	12,907,825
25 県支出金		6,527,800	300,000	6,827,800
	10 県負担金	6,316,830	300,000	6,616,830
40 繰入金		7,981,600	725,600	8,707,200
	10 他会計繰入金	7,363,120	250,000	7,613,120
	15 基金繰入金	618,480	475,600	1,094,080
45 繰越金		0	489,167	489,167
	10 繰越金	0	489,167	489,167
歳 入 合 計		47,224,000	2,508,192	49,732,192

歲出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 保険給付費		44,282,100	2,000,000	46,282,100
	10 介護サービス等諸費	42,184,300	2,000,000	44,184,300
35 諸支出金		196,900	508,192	705,092
	10 償還金及び還付加算金	19,100	508,192	527,292
歳出	合計	47,224,000	2,508,192	49,732,192

議案第14号

令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,512千円は、減債積立金9,969千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,320千円、過年度分損益勘定留保資金287,223千円で補填するものとする。）。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	282,493千円	7,502千円	289,995千円
第1項 企 業 債	237,000千円	5,000千円	242,000千円
第3項 補 助 金	28,193千円	2,502千円	30,695千円
支 出			
第1款 資本的支出	596,000千円	7,507千円	603,507千円
第1項 建設改良費	549,313千円	7,507千円	556,820千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
地 方 卸 売 市 場 業 整 備 事 業	237,000	5,000	242,000

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	冷 関 建 藏 連 替 庫 店 事 棟 舗 業	9,357,502	令和5年度	7,507
				令和6年度	79,646
				令和7年度	2,898,962
				令和8年度	6,371,387

令和6年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第15号

令和5年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,801,382千円は、減債積立金492,837千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額317,270千円、過年度分損益勘定留保資金572,521千円及び当年度分損益勘定留保資金5,418,754千円で補填するものとする。）。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	12,625,310千円	△ 242,502千円	12,382,808千円
第1項 企 業 債	6,925,800千円	△ 109,800千円	6,816,000千円
第3項 補 助 金	2,662,653千円	△ 126,974千円	2,535,679千円
第4項 負 担 金	748,300千円	△ 5,728千円	742,572千円
支 出			
第1款 資本的支出	19,426,670千円	△ 242,480千円	19,184,190千円
第1項 建設改良費	9,589,440千円	△ 242,480千円	9,346,960千円

(継続費の補正)

第3条 継続費を次のとおり変更及び廃止する。

(1) 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場消化設備更新事業	458,315	令和5年度	108,000	458,315	令和5年度	22,000
				令和6年度	350,315		令和6年度	86,000
							令和7年度	350,315
	2 高瀬下水処理場消毒設備更新事業	高瀬下水処理場消毒設備更新事業	127,743	令和5年度	45,480	127,743	令和5年度	16,800
				令和6年度	82,263		令和6年度	28,680
							令和7年度	82,263

(2) 廃止

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	宮本ポンプ場 遠方監視制御 設備更新事業	357,709	令和5年度	127,800		令和5年度	
				令和6年度	229,909		令和6年度	

(企業債の補正)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下 水 道 事 業	6,925,800	△ 109,800千円	6,816,000

令和6年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第16号

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 市長は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するため必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> （法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。）であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するため必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4及び5 (略)	4及び5 (略)

別表

その2

機関	事務	特定個人情報
1~14 (略)	(略)	(略)
14の2 市長	母子保健法による <u>こども家庭センター</u> の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
14の3~19 (略)	(略)	(略)

別表

その2

機関	事務	特定個人情報
1~14 (略)	(略)	(略)
14の2 市長	母子保健法による <u>母子健康包括支援センター</u> の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
14の3~19 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例中第3条の改正規定は公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から、別表その2の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p>
2 (略)	2 (略)
(手当)	(手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊	2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外

<p>勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当とする。</p>	<p>勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当とする。</p>
<p>3 (略) (通勤手当)</p>	<p>3 (略) (通勤手当)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に定める額(次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) (在宅勤務等手当)</p>	<p>2 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に定める額(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額) (3) (略)</p>
<p>第21条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</p>	
<p>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</p>	
<p>(初任給調整手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p>
<p>第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>251,700円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p>	<p>第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>251,200円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(実施規定)

第29条 この条例で定めるものほか、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当の支給方法並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1~13 (略)

(感染症防疫作業手当の特例)

14 第22条の規定にかかわらず、特殊勤務手当のうち感染症防疫作業手当については、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、支給する。

15 前項に規定する手当の額は、日額1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、日額6,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。

16 前2項に定めるものほか、職員が、特定新型インフルエンザ等に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当(感染症防疫作業手当に限る。)の支給に関し必要

(実施規定)

第29条 この条例で定めるものほか、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当の支給方法並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1~13 (略)

(感染症防疫作業手当の特例)

14 第22条の規定にかかわらず、特殊勤務手当のうち感染症防疫作業手当については、当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る作業に従事した場合には、日額500円以内を支給する。

15 前項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症が流行した区域その他の区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当の支給額は、日額6,000円以内とする。

16 前2項に定めるものほか、職員が、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当(感染症防疫作業手当に限る。)の支給に関し必要

な事項は、規則で定める。

17～25 (略)

な事項は、規則で定める。

17～25 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条の5第1項及び附則第14項から第16項までの改正規定並びに次項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第28条の5第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

(感染症防疫作業手当の特例に関する経過措置)

4 改正後の条例附則第14項から第16項までの規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以前に従事した改正前の条例附則第14項及び第15項に規定する作業に係る感染症防疫作業手当の支給については、なお従前の例による。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

国家公務員に対する人事院勧告等にならい、在宅勤務等手当について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

会計年度任用職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

会計年度任用職員の給与等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与及び費用弁償) 第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には、報酬、費用弁償 <u>、期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。	(給与及び費用弁償) 第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には、報酬、費用弁償 <u>及び</u> 期末手当を支給する。
2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>、期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。	2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び</u> 期末手当を支給する。
(給与及び費用弁償の支払) 第3条 (略)	(給与及び費用弁償の支払) 第3条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 給与等(期末手当 <u>及び</u> 勤勉手当を除く。以下この項及び次項において同じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与	4 給与等(期末手当を除く。以下この項及び次項において同じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与等の支給日

等の支給日は、翌月17日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

5及び6 (略)

(期末手当)

第11条 (略)

2 前項の期末手当は、規則で定める日に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、規則で定める会計年度任用職員にあっては、期末手当を支給しない。

(勤勉手当)

第11条の2 任用の期間が6月以上の会計年度任用職員には、常勤職員の例により、勤勉手当を支給する。この場合において、勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 給料が月額の場合 当該フルタイム会計年度任用職員の給料の額に地域手当の額を加えて得た額

(2) 基本報酬が月額の場合 当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額

(3) 基本報酬が日額又は時間額の場合 報酬基準額に100分の112を乗じて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた1月当たりの勤務時間を乗じて得た額

2 前項の勤勉手当は、規則で定める日に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、規則で定め

は、翌月17日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

5及び6 (略)

(期末手当)

第11条 (略)

2 前項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

3 第1項の期末手当は、規則で定める日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、規則で定める会計年度任用職員にあっては、期末手当を支給しない。

る会計年度任用職員にあっては、勤勉手当を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第10条（略） 2 一般職の職員の給与に関する条例第28条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第10条（略） 2 一般職の職員の給与に関する条例第28条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第11条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1~12 (略)	附 則 1~12 (略)
13 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2)において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。	13 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
14~24 (略)	14~24 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

国立大学法人法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例

船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、消防、病院事業、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員（副市長、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員及び臨時的に任用された者（臨時の職に係るものに限る。）を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、消防、病院事業、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員（副市長、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員並びに臨時的に任用された者（臨時の職に係るものに限る。）及び休職者を除く。）をいう。</p>
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防職員 <u>683人</u></p> <p>(3)～(9)（略）</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防職員 <u>671人</u></p> <p>(3)～(9)（略）</p>
<p><u>2 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u></p>	<p><u>2 休職者が休職を解かれた場合において、定数を超える者となったときは、その者を定数外とすることができます。</u></p>

(3) 消防組織法(昭和22年法律第226号)
第52条第1項に規定する教育訓練又は
救急救命士法(平成3年法律第36号)第34
条第4号に規定する救急救命士養成所に
おける研修の期間中の職員

3 前項第1号及び第2号に掲げる職員が職
務に復帰した場合において、第1項各号に
掲げる職員の定数を超えるときは、1年を
超えない期間に限り、当該職員を定数に含
めないものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

消防業務の充実を図るため、職員定数を改正するとともに、育児休業の取得促進等に伴
う業務執行体制の確保のため、定数外とすることができますの職員を定める必要がある。これ
が、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

船橋市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)			(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)		
第3条 (表以外の部分略)			第3条 (表以外の部分略)		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
船橋市中央消防署	(略)	宮本1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、東船橋1.4.5.6.7丁目、浜町1.2.3丁目、若松1.2.3丁目、湊町1.2.3丁目、南本町、本町1.2.3.4丁目、海神1.3.4.5.6丁目、海神町東1丁目、海神町西1丁目、海神町南1丁目、海神町2.3丁目、西船1.4.5丁目、山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、二子町、東中山1丁目、本中山1.2.3.4.5.6.7丁目、南海神1.2丁目、日の出1.2丁目、栄町1.2丁目、西浦1.2.3丁目、高瀬町、潮見町	船橋市中央消防署	(略)	宮本1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、 <u>駿河台1.2丁目</u> 、東船橋1.2.3.4.5.6.7丁目、 <u>市場1.2.3.4.5丁目</u> 、浜町1.2.3丁目、若松1.2.3丁目、湊町1.2.3丁目、南本町、本町1.2.3.4.5.6.7丁目、 <u>北本町1.2丁目</u> 、海神1.2.3.4.5.6丁目、海神町東1丁目、海神町西1丁目、海神町南1丁目、海神町2.3丁目、 <u>山手1.2.3丁目</u> 、西船1.4.5丁目、山野町、印内町、葛飾町2丁目、本郷町、二子町、東中山1丁目、本中山1.2.3.4.5.6.7丁目、 <u>夏見1.2.3.4.5.6.7丁目</u> 、 <u>夏見台1.2.3.</u>

					<u>4.5丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、南海神1.2丁目、日の出1.2丁目、栄町1.2丁目、西浦1.2.3丁目、高瀬町、潮見町</u>
船 橋 市 東 消 防 署	(略)	薬園台町1丁目、滝台町、滝台1.2丁目、七林町、古和釜町、坪井町、坪井東1.2.3.4.5.6丁目、坪井西1.2丁目、西習志野1.2.3.4丁目、習志野台1.2.3.4.5.6.7.8丁目、薬円台1.2.3.4.5.6丁目、高根台1.2.3.4.5.6.7丁目、松が丘1.2.3.4.5丁目、二宮1.2丁目	船 橋 市 東 消 防 署	(略)	薬園台町1丁目、滝台町、滝台1.2丁目、 <u>前原東1.2.3.4.5.6丁目、前原西1.2.3.4.5.6.7.8丁目、中野木1.2丁目、飯山満町1.2.3丁目、七林町、古和釜町、坪井町、坪井東1.2.3.4.5.6丁目、坪井西1.2丁目、西習志野1.2.3.4丁目、習志野台1.2.3.4.5.6.7.8丁目、薬円台1.2.3.4.5.6丁目、高根台1.2.3.4.5.6.7丁目、松が丘1.2.3.4.5丁目、二宮1.2丁目、<u>芝山1.2.3.4.5.6.7丁目、三山1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、田喜野井1.2.3.4.5.6.7丁目、習志野1.2.3.4.5丁目</u></u>
船 橋 市 北 消 防 署	(略)	藤原5.6.7.8丁目、上山町3丁目、馬込町、馬込西1.2.3丁目、旭町、旭町1.2.3.4.5.6丁目、夏見台6丁目、高根町、金杉台1.2丁目、金杉町、金杉1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、二和東1.2.3.4.5.6丁目、二和西1.2.3.4.5.6丁目、三咲町、南三咲1.2.3.4丁目、三咲1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、神保町、八木が谷町、高野台1.2.3.4.5丁目、八木が谷1.2.3.4.5丁目、みやぎ台1.2.3.4丁目、咲が丘1.2.3.4丁目、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、	船 橋 市 北 消 防 署	(略)	<u>西船2.3.6.7丁目、印内1.2.3丁目、古作町、古作1.2.3.4丁目、東中山2丁目、藤原1.2.3.4.5.6.7.8丁目、上山町1.2.3丁目、馬込町、馬込西1.2.3丁目、旭町、旭町1.2.3.4.5.6丁目、前貝塚町、行田1.2.3丁目、行田町、夏見台6丁目、高根町、金杉台1.2丁目、金杉町、金杉1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、二和東1.2.3.4.5.6丁目、二和西1.2.3.4.5.6丁目、三咲町、南三咲1.2.3.4丁目、三咲1.2.3.4.5.6.7.8.9丁目、神保町、八木が谷町、高野台1.2.3.4.5丁目、八木が谷</u>

		金堀町、楠が山町、大穴町、大穴南1.2.3.4.5丁目、大穴北1.2.3.4.5.6.7.8丁目、緑台1.2丁目、丸山1.2.3.4.5丁目、新高根1.2.3.4.5.6丁目		1.2.3.4.5丁目、みやぎ台1.2.3.4丁目、咲が丘1.2.3.4丁目、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、大穴町、大穴南1.2.3.4.5.6.7.8丁目、緑台1.2丁目、丸山1.2.3.4.5丁目、新高根1.2.3.4.5.6丁目
船 橋 市 夏 見 消 防署	船 橋 市 夏 見 2 丁 目 11 番3号	駿河台1.2丁目、東船橋2.3 丁目、市場1.2.3.4.5丁目、 本町5.6.7丁目、北本町1.2 丁目、海神2丁目、山手1. 2.3丁目、夏見1.2.3.4.5.6. 7丁目、夏見台1.2.3.4.5丁 目、夏見町2丁目、東町、 米ヶ崎町、西船2.3.6.7丁 目、印内1.2.3丁目、古作 町、古作1.2.3.4丁目、東中 山2丁目、藤原1.2.3.4丁 目、上山町1.2丁目、前貝 塚町、行田1.2.3丁目、行田 町		
船 橋 市 芝 山 消 防署	船 橋 市 芝 山 1 丁 目 39 番 10 号	前原東1.2.3.4.5.6丁目、前 原西1.2.3.4.5.6.7.8丁目、 中野木1.2丁目、飯山満町 1.2.3丁目、芝山1.2.3.4.5. 6.7丁目、三山1.2.3.4.5.6. 7.8.9丁目、田喜野井1.2.3. 4.5.6.7丁目、習志野1.2.3. 4.5丁目		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

新たに消防署を設置するについて、その名称、位置及び管轄区域を規定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

船橋市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

船橋市障害者支援施設条例（平成17年船橋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 法第77条第5項に規定する地域生活支援事業のうち障害者(法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)又は障害児(法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の日中における活動の場を確保し、障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業</p> <p>(5)（略）</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条（各号列記以外の部分略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 法第77条第3項に規定する地域生活支援事業のうち障害者(法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)又は障害児(法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の日中における活動の場を確保し、障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業</p> <p>(5)（略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年船橋市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第3条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員及び入居者」とする。

（居室の床面積）

第4条 第2条の規定によりその例によることとされる省令第12条第6項第1号ハの規定の適用については、同号ハただし書の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例

船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,888円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,184円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,320円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,120円</u> ア (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,160円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,880円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,360円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,080円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,280円</u> ア (略)</p>

イ 令第39条第1項第6号ロに規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同号ロに規定する保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(同項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 91,080

円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,96

0円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,80

イ 令第39条第1項第6号ロに規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同号ロに規定する保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(同項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 74,520

円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 84,240

円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 97,200

0円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 134.6
40円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150.4
80円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 166.3
20円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課され

円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 110.1
60円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 116.6
40円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 123.1
20円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 182,160円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 190,080円

ア 合計所得金額が700万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 198,00円

ア 合計所得金額が800万円以上900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 129,600円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 136,080円

ア 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 149,040円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必

要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 205,9

20円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第18号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 229,6

80円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第19号イ又は第20号イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれかに該当する者 237,6

00円

ア 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第20号イに該当す

要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

る者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 261,3
60円

ア 合計所得金額が1,500万円以上
2,000万円未満である者であり、かつ、
前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課され
る保険料額についてこの号の区分に
よる額を適用されたならば保護を必
要としない状態となるもの(令第39条
第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)
又は次号イに該当する者を除く。)

(20) 次のいずれかに該当する者 269,2
80円

ア 合計所得金額が2,000万円以上
3,000万円未満である者であり、かつ、
前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課され
る保険料額についてこの号の区分に
よる額を適用されたならば保護を必
要としない状態となるもの(令第39条
第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)
に該当する者を除く。)

(21) 令第39条第1項第14号に掲げる者
277,200円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ
いての保険料の減額賦課に係る令和6年
度から令和8年度までの各年度における
保険料率は、同号の規定にかかわらず、
17,424円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1
号被保険者についての保険料の減額賦課
に係る令和6年度から令和8年度までの各
年度における保険料率について準用する。
この場合において、前項中「17,424円」
とあるのは、「25,344円」と読み替える
ものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1
号被保険者についての保険料の減額賦課
に係る令和6年度から令和8年度までの各

(16) 令第39条第1項第10号に掲げる者
162,000円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ
いての保険料の減額賦課に係る令和3年
度から令和5年度までの各年度における
保険料率は、同号の規定にかかわらず、
16,200円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1
号被保険者についての保険料の減額賦課
に係る令和3年度から令和5年度までの各
年度における保険料率について準用する。
この場合において、前項中「16,200円」
とあるのは、「22,680円」と読み替える
ものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1
号被保険者についての保険料の減額賦課
に係る令和3年度から令和5年度までの各

<p>年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,424円</u>」とあるのは、「<u>49,104円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、<u>第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に<u>1円</u>未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,200円</u>」とあるのは、「<u>42,120円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口<u>又は第9号口</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に<u>10円</u>未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例（平成24年船橋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(社会教育施設等)	(社会教育施設等)
第2条 (各号列記以外の部分略)	第2条 (各号列記以外の部分略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第12条の4第1項の規定により児童相談所に設置された一時保護施設	(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第12条の4の規定により児童相談所に設置された一時保護施設
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第65条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定める基準の例による。

(女性自立支援施設の一般原則)

第3条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(職員)

第4条 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽に励み、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(入所者を平等に取り扱う原則)

第5条 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分又は経済的状況等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第6条 女性自立支援施設の職員は、入所者に対し、虐待その他入所者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(船橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 船橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第69号）は、廃止する。

理 由

社会福祉法の一部改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

船橋市病院事業の設置等に関する条例及び船橋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例及び船橋市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(船橋市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 船橋市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年船橋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に

従事する職員の賠償責任の免除について
議会の同意を得なければならない場合は、
当該賠償責任を免除する場合とする。

従事する職員の賠償責任の免除について
議会の同意を得なければならない場合は、
当該賠償責任を免除する場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条（略） 2（略） 3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当及び退職手当とする。 <u>(在宅勤務等手当)</u>	(給与の種類) 第2条（略） 2（略） 3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当及び退職手当とする。
第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他 <u>これに準ずるものとして管理者が定める</u> <u>場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める</u> <u>時間を除く。)の全部を勤務することを、管</u> <u>理者が定める期間以上の期間について1箇</u> <u>月当たり平均10日を超えて命ぜられた職</u> <u>員に支給する。</u>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

在宅勤務等手当を新設するため、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第29号

船橋市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
種類	金額	種類	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 <u>1,100円</u>	倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 <u>580円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

市場施設を建て替えるについて、その使用料を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	標準事務	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1及び2 (略)	(略)	(略)	1及び2 (略)	(略)	(略)
3 消防 法第11 条第1 項前段 の規定 に基づ く危険 物の製 造所、 貯蔵所 又は取 扱所の 設置の 許可に 関する 事務	1 (略) 2 (略)	(略) ア～エ (略) オ (略) (1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリッ トル以上5,000 キロリットル 未満の浮き屋 根式特定屋外 タンク貯蔵所 及び浮き蓋付 特定屋外タン ク貯蔵所 <u>1,4</u> <u>50,000円</u> (2) 危険物の貯	3 消防 法第11 条第1 項前段 の規定 に基づ く危険 物の製 造所、 貯蔵所 又は取 扱所の 設置の 許可に 関する 事務	1 (略) 2 (略)	(略) ア～エ (略) オ (略) (1) 危険物の貯 蔵最大数量が 1,000キロリッ トル以上5,000 キロリットル 未満の浮き屋 根式特定屋外 タンク貯蔵所 及び浮き蓋付 特定屋外タン ク貯蔵所 <u>1,1</u> <u>80,000円</u> (2) 危険物の貯

蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 1,720,000
円

(3) 危険物の貯
蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 1,920,000
円

(4) 危険物の貯
蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 2,360,000
円

(5) 危険物の貯
蔵最大数量が

蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 1,410,000
円

(3) 危険物の貯
蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 1,590,000
円

(4) 危険物の貯
蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所及び浮
き蓋付特定屋
外タンク貯蔵
所 1,950,000
円

(5) 危険物の貯
蔵最大数量が

	100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>2,740,000</u> 円		100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>2,270,000</u> 円
(6)	危険物の貯 蔵最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>5,640,000</u> 円	(6)	危険物の貯 蔵最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>4,550,000</u> 円
(7)	危険物の貯 蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>7,240,000</u> 円	(7)	危険物の貯 蔵最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>5,820,000</u> 円
(8)	危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ	(8)	危険物の貯 蔵最大数量が 400,000キロリ

		ットル以上の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>8,790,000</u> 円 カ～シ (略)
3 (略)	(略)	(略)
4~20 (略)	(略)	(略)

別表第3

手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)
1~60 (略)	(略)
<u>60の2 建築基 準法施行令 (昭和25年政 令第338号) 第137条の 12第6項の規 定に基づく 既存の建築 物の大規模 の修繕又は 大規模の模 様替に關す る制限の適 用除外に係 る認定の申 請に対す る審査</u>	<u>29,000円</u>
<u>60の3 建築基 準法施行令 第137条の 12第7項の規 定に基づく 既存の建築</u>	<u>29,000円</u>

		ットル以上の 浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所 <u>7,070,000</u> 円 カ～シ (略)
3 (略)	(略)	(略)
4~20 (略)	(略)	(略)

別表第3

手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)
1~60 (略)	(略)

<p><u>物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u></p>		
<p>61 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>61 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>
<p>62~260の2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>62~260の2 (略)</p>
<p>261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p>	<p>1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適</p>	<p>261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p> <p>1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適</p>

適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額
ア及びイ (略)
2 (略)
(摘要)
1~3 (略)

合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額
ア及びイ (略)
2 (略)
(摘要)
1~3 (略)

262～265 (略)	(略)	262～265 (略)	(略)
266 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第 12条第1項の 規定による 建築物エネル ギー消費 性能適合性 判定	(略)	266 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に關す る法律第12 条第1項の規 定による建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定	(略)
267 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第 12条第2項の 規定による 建築物エネル ギー消費 性能適合性 判定	建築物のエネルギー消 費性能の向上等に關す る法律第12条第1項の規 定による建築物エネル ギー消費性能適合性判 定の項に掲げる区分に 応じ、それぞれ同項金額 の欄に定める金額に2分 の1を乗じて得た金額	267 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に關す る法律第12 条第2項の規 定による建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定	建築物のエネルギー消 費性能の向上に關す る法律第12条第1項の規 定による建築物エネル ギー消費性能適合性判 定の項に掲げる区分に応 じ、それぞれ同項金額の 欄に定める金額に2分の 1を乗じて得た金額
268 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第 13条第2項の 規定による 建築物エネル ギー消費 性能適合性 判定	(略)	268 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に關す る法律第13 条第2項の規 定による建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定	(略)
269 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第	建築物のエネルギー消 費性能の向上等に關す る法律第13条第2項の規 定による建築物エネル ギー消費性能適合性判 定	269 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に關す る法律第13 条第2項の規 定による建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定	建築物のエネルギー消 費性能の向上に關す る法律第13条第2項の規 定による建築物エネル ギー消費性能適合性判 定

13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	定の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額	条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
270 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するも	270 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合するもの	

のに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額
ア及びイ (略)

2 (略)

(摘要)

1及び2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定の申請の手数料の金額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める金額の合計金額とする。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知の項

に限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額
ア及びイ (略)

2 (略)

(摘要)

1及び2 (略)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定の申請の手数料の金額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める金額の合計金額とする。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知の項

	に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の 欄に定める金額を加 算した金額とする。		に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の 欄に定める金額を加 算した金額とする。
271 <u>建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に關 する法律第 36条第1項の 規定による 変更の認定 の申請に対 する審査</u>	<p><u>建築物のエネルギー消 費性能の向上等に關 する法律第34条第1項の規 定による認定の申請の項</u> に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の欄 に定める金額に2分の1 を乗じて得た金額 (摘要)</p> <p>1 <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 關する法律第34条第3 項各号に掲げる事項 が記載されている場 合の変更の認定の申 請の手数料の金額は、 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 關する法律第34条第1 項の規定による認定 の申請の項の摘要の3 の規定を準用する。こ の場合において、同項 の摘要の3の規定中 「認定の申請」とある のは「変更の認定の申 請」と、「建築物」と あるのは「建築物(変更 に係る建築物に限 る。)」と、「それぞれ 表に定める金額」とあ るのは「建築物のエネ ルギー消費性能の向 上等に關する法律第 34条第1項の規定によ</u></p>	<p><u>建築物のエネルギー消 費性能の向上に關する 法律第34条第1項の規 定による認定の申請の項</u> に掲げる区分に応じ、 それぞれ同項金額の欄 に定める金額に2分の1 を乗じて得た金額 (摘要)</p> <p>1 <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上に 關する法律第34条第3項 各号に掲げる事項が 記載されている場合 の変更の認定の申請 の手数料の金額は、建 築物のエネルギー消 費性能の向上に 關する法律第34条第1項 の規定による認定の申 請の項の摘要の3の規 定を準用する。この場 合において、同項の摘 要の3の規定中「認定 の申請」とあるのは 「変更の認定の申請」 と、「建築物」とある のは「建築物(変更に 係る建築物に限る。)」と、 「それぞれ表に定め る金額」とあるのは 「建築物のエネ ルギー消費性能の向 上に 關する法律第34条第1 項の規定による認定</u></p>	

る認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)とする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の4の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の4の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。

272 建築物の 1 認定の申請に建築物

の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)とする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の4の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の4の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。

272 建築物の 1 認定の申請に建築物

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成

<p>則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額 ア及びイ (略) 2 (略) (摘要) 1及び2 (略)</p>	<p>24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額 ア及びイ (略) 2 (略) (摘要) 1及び2 (略)</p>
<p>273 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>

行規則第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査	定の項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの項の金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額	規則第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査	の項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの項の金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
274 (略)	(略)	274 (略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外の認定の申請に係る手数料について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第12条 法第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を受けた建築物に対する第6条第1項、第7条、第8条第1項又は第9条の規定の適用については、 <u>これらの建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</u>	(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第12条 法第86条第1項の規定による認定を受けた場合においては、一団地内に建築される1又は2以上の建築物に対する第6条第1項、第7条、第8条第1項又は第9条の規定の適用については、 <u>当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</u>
(特例による許可) 第14条 この条例の規定は、 <u>次に掲げる建築物及びその敷地については、その許可の範囲内において、適用しない。</u>	(特例による許可) 第14条 この条例の規定は、 <u>市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において、適用しない。</u>
(1) <u>市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</u> (2) <u>市長が地区計画に定められた区域の整備、開発及び保全に関する方針に適合</u>	

し、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物

2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ船橋市建築審査会に諮問しなければならない。

別表第1 適用区域

名称	区域
(略)	(略)
海老川上流地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された海老川上流地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域

別表第2 建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
(略)	(略)	(略)
海老川上流地区地区整備計画区域	医療地区 健康医療地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 倉庫業を営む倉庫 4 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 5 自動車修理工場
	沿道利用地区	自動車教習所
	商業地区A	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場
	商業地区B	2 自動車教習所
	商業	

別表第1 適用区域

名称	区域
(略)	(略)

別表第2 建築物の用途の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
(略)	(略)	(略)

地区C	3 倉庫業を営む倉庫 4 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 5 自動車修理工場(店舗に附属するものを除く。)	
中高層住宅区	1 自動車教習所 2 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 3 自動車修理工場	
複合地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 4 自動車修理工場	
鉄道地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 2 自動車教習所 3 集会場(業として葬儀を行うものに限る。) 4 自動車修理工場	
別表第4 建築物の建蔽率の最高限度	別表第4 建築物の建蔽率の最高限度	
(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建蔽率の最高限度
(略)	(略)	(略)
海老川上流地区	商業地区A	10分の6

区整備計 画区域	商業	10分の8
	地区B	
	商業	10分の6
	地区C	
	中高層住宅地区	10分の5

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)
海老川上流地区	医療地区	300平方メートル(土地画整理事業により仮換地の指定若しくは換地処分された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合又は政令第130条の4第5号に掲げる建築物の敷地として使用する場合においては、適用しない。)
区整備計画区域	医療地区	1,000平方メートル(土地画整理事業により仮換地の指定若しくは換地処分された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合又は政令第130条の4第5号に掲げる建築物の敷地として使用する場合においては、適用しない。)
	商業地区A	
	商業地区B	
	商業地区C	
	中高層住宅地区	

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)

複合地区	135平方メートル(土地区画整理事業による仮換地の指定若しくは換地処分された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合又は政令第130条の4第5号に掲げる建築物の敷地として使用する場合においては、適用しない。)
低層住宅地区	

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)
海老川上流地区地区整備計画区域	医療地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、前面道路の境界線までの距離は1メートル以上と、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とし、かつ、建築物(敷地面積が20,000平方メートル未満の場合を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面は計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えてはならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)

	<p>1 地階のもの</p> <p>2 公公用歩廊(階段、 昇降機等を含む。)</p> <p>3 休憩所(開放性の あるものに限る。)</p> <p>4 駐輪場(開放性の あるものに限る。)</p>
健 康 医 療 地区	建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から、前面道路の境界
沿 道 利 用 地区	線までの距離は1メー トル以上と、隣地境界 線までの距離は0.5メ
商 業 地区A	ートル以上とし、か つ、建築物の外壁又は
商 業 地区B	これに代わる柱の面 は計画図に示す壁面
商 業 地区C	の位置の制限による 距離の限度を超えて はならない。ただし、 この距離に満たない 距離にある建築物又 は建築物の部分が次 の各号のいずれかに 該当するものについ ては、適用しない。
	<p>1 地階のもの</p> <p>2 公公用歩廊(階段、 昇降機等を含む。)</p> <p>3 休憩所(開放性の あるものに限る。)</p> <p>4 駐輪場(開放性の あるものに限る。)</p>
中 高 層 住 宅 地 区	建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から、前面道路の境界 線までの距離は1メー トル以上と、隣地境界 線までの距離は0.5メ

	<p>一トル以上とし、かつ、建築物(神社又は墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(以下「墓地」という。)の運営に係るものである場合を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面は計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えてはならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地階のもの 2 公共用歩廊(階段、昇降機等を含む。) 3 休憩所(開放性のあるものに限る。) 4 駐輪場(開放性のあるものに限る。)
複合地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、前面道路の境界線までの距離は1メートル以上と、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とし、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えて</p>

	<p>はならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地階のもの 2 公公用歩廊(階段、昇降機等を含む。) 3 休憩所(開放性のあるものに限る。) 4 駐輪場(開放性のあるものに限る。)
低層住宅地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、前面道路の境界線までの距離は1メートル以上と、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とし、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えてはならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地階のもの 2 物置その他これに類する附属建築物(自動車車庫を除く。)で、高さが3メートル以下で、か

		<p><u>つ、床面積の合計が 5平方メートル以内 であるもの</u></p> <p><u>3 附属建築物の自動 車車庫で、高さが3 メートル以下であ るもの</u></p>
<u>公 共 地区</u>		<p><u>建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から、前面道路の境界 線までの距離は1メー トル以上と、隣地境界 線までの距離は0.5メ ートル以上とし、か つ、建築物の外壁又は これに代わる柱の面 は計画図に示す壁面 の位置の制限による 距離の限度を超えて はならない。ただし、 この距離に満たない 距離にある建築物又 は建築物の部分が次 の各号のいずれかに 該当するものについ ては、適用しない。</u></p> <p><u>1 地階のもの</u></p> <p><u>2 公公用歩廊(階段、 昇降機等を含む。)</u></p> <p><u>3 休憩所(開放性の あるものに限る。)</u></p> <p><u>4 駐輪場(開放性の あるものに限る。)</u></p> <p><u>5 バスの停留所の上 家</u></p>

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最 高限度

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最 高限度

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
海老川上 流地区地 区整備計 画区域	医療 地区 商業 地区C 中高 層住 宅地 区	建築物の高さ メートル 建築物の高さ メートル 建築物(神社又は墓 地の運営に係るもの を除く。)の高さ メートル	45 31 31		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

船橋都市計画において新たな地区計画の決定に伴い、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行うため、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例

船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表	別表

名称	位置
(略)	(略)
(略)	(略)

名称	位置
(略)	(略)
<u>船橋市東船橋借上</u>	<u>船橋市東船橋3丁目</u>
<u>福祉住宅</u>	<u>25番5号</u>
(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

東船橋借上福祉住宅を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第33号

船橋市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

船橋市心身障害児就学指導委員会条例（昭和50年船橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>船橋市教育支援委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>特別な教育的支援を必要とする就学予定の幼児並びに児童及び生徒(以下「支援を要する児童生徒等」という。)</u>の適正な就学及び<u>その後の一貫した支援</u>に 関し、必要な事項を<u>調査審議</u>するため、<u>船橋市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第1条の2 委員会は、<u>船橋市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」といふ。)の諮問に応じ、 次に掲げる事項を<u>調査審議</u>する。</p> <p>(1) <u>支援を要する児童生徒等の適正な就学及び転学に関する事項</u></p> <p>(2) <u>支援を要する児童生徒等の就学後の一貫した支援に関する事項</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>(委員)</p>	<p><u>船橋市心身障害児就学指導委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>心身障害児の適正な就学及び指導</u>に 関し、必要な事項を<u>調査、審議</u>させるため、<u>船橋市心身障害児就学指導委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(委員)</p>

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。	第3条 委員は、次に掲げる者のうちから <u>船橋市教育委員会</u> が委嘱する。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(調査員)	(調査員)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 調査員は、 <u>教育委員会</u> が委嘱する。	2 調査員は、 <u>船橋市教育委員会</u> が委嘱する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市心身障害児就学指導委員会条例第3条第1項の規定により委嘱された船橋市心身障害児就学指導委員会の委員である者は、令和6年4月1日において改正後の船橋市教育支援委員会条例第3条第1項の規定により船橋市教育支援委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日におけるその者の船橋市心身障害児就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

理 由

委員会の名称等の適正化を図るため、所要の改正を行うとともに、その所掌事務を明確化するため、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第34号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 14,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 柏市増尾台2丁目6番6号
氏名 伊藤孝明
資格 公認会計士 |

理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第35号

市道の路線認定及び変更並びに廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び変更並びに廃止する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾員m	延長m	
30-107	旭町1丁目 705-18	旭町1丁目 705-21	5.00 6.00	166.19	
30-108	旭町1丁目 705-51	旭町1丁目 705-46	5.00 5.00	64.36	
32-067	馬込町 930-1	馬込町 930-23	6.00 8.80	203.00	
00-078	米ヶ崎町 33-2	東町 250-2	22.00 22.00	0 370.61m	未供用
00-079	東町 179-4	東町 235	16.00 16.00	0 377.07m	未供用
00-080	東町 208	東町 192	16.00 16.00	0 85.76m	未供用
37-150	高根町 337	夏見7丁目 651	4.20 9.50	196.62	未供用 629.00m
37-151	高根町 348	米ヶ崎町 95-2	9.50 9.50	0 377.29m	未供用
37-152	高根町 337	米ヶ崎町 86-1	6.00 6.00	0 510.48m	未供用
37-153	高根町 342-1	高根町 322	6.00 6.00	0 76.79m	未供用
37-154	高根町 342-1	高根町 333-2	6.00 6.00	0 124.29m	未供用
37-155	高根町 333-1	高根町 341-1	6.00 6.00	0 53.51m	未供用

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員m	延 長m	
37-156	高根町 320	高根町 318	6.00 6.00	0	未供用 185.43m
37-157	高根町 319	高根町 345-1	6.00 6.00	0	未供用 62.87m
37-158	高根町 314	高根町 314	6.00 6.00	0	未供用 34.71m
37P006	高根町 345-1	高根町 345-1	4.00 4.00	0	未供用 13.77m
37P007	高根町 365-1	米ヶ崎町 94-2	4.00 4.00	0	未供用 31.49m
38-036	米ヶ崎町 47-1	高根町 406	10.00 22.00	0	未供用 493.61m
38-037	米ヶ崎町 52-1	米ヶ崎町 99	13.00 13.00	0	未供用 262.12m
38-038	米ヶ崎町 82-1	米ヶ崎町 84-2	6.00 6.00	0	未供用 56.70m
38-039	米ヶ崎町 311-2	米ヶ崎町 53-1	6.00 6.00	0	未供用 267.99m
38-040	米ヶ崎町 586	米ヶ崎町 516	6.00 6.00	0	未供用 397.28m
38-041	米ヶ崎町 535	米ヶ崎町 611-1	6.00 6.00	0	未供用 287.52m
38-042	米ヶ崎町 550	米ヶ崎町 549	6.00 6.00	0	未供用 109.39m
38-043	米ヶ崎町 608	米ヶ崎町 610-1	6.00 6.00	0	未供用 254.21m
38-044	米ヶ崎町 633	米ヶ崎町 570-1	6.00 6.00	0	未供用 225.81m
38-045	米ヶ崎町 17-2	米ヶ崎町 8-6	6.00 6.00	0	未供用 187.94m
38P001	米ヶ崎町 441-1	米ヶ崎町 441-3	2.00 2.00	0	未供用 113.18m
38P002	米ヶ崎町 562-1	米ヶ崎町 562-1	4.00 4.00	0	未供用 16.70m
38P003	米ヶ崎町 619	米ヶ崎町 589	6.00 6.00	0	未供用 62.29m

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員m	延 長m	
38P004	米ヶ崎町 87-2	米ヶ崎町 91-2	4.00 4.00	0	未供用 99.76m
38P005	米ヶ崎町 597	米ヶ崎町 598	6.00 6.00	0	未供用 48.07m
38P006	米ヶ崎町 625	米ヶ崎町 617	4.00 4.00	0	未供用 53.35m
38P007	米ヶ崎町 612-1	米ヶ崎町 613-1	4.00 4.00	0	未供用 54.08m
38P008	米ヶ崎町 542-3	飯山満町 1 丁目 185-1	3.00 3.00	0	未供用 82.14m
38P009	米ヶ崎町 569-1	米ヶ崎町 569-1	3.00 3.00	0	未供用 28.56m
38P010	米ヶ崎町 603-1	米ヶ崎町 603-1	3.00 3.00	0	未供用 37.75m
38P011	米ヶ崎町 611-1	米ヶ崎町 611-1	3.00 3.00	0	未供用 33.08m
38P012	米ヶ崎町 674-1	米ヶ崎町 627-1	5.00 5.00	0	未供用 8.18m
39-025	東町 191	東町 226-1	12.00 12.00	0	未供用 95.57m
39-026	東町 177-1	東町 227	6.00 6.00	0	未供用 330.58m
39P002	東町 205	東町 202-1	4.00 4.00	0	未供用 168.32m
39P003	東町 173	東町 173	3.00 3.00	0	未供用 54.21m
50P006	飯山満町 1 丁目 176-1	飯山満町 1 丁目 167	2.00 2.00	0	未供用 103.66m
合 計				630.17	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
34-104	金杉3丁目 1002-1	金杉3丁目 999-22	6.00 6.50	150.17	変更前
	金杉3丁目 1002-1	金杉3丁目 999-55	6.00 6.50	204.75	変更後
				54.58	
64-123	三咲7丁目 92-26	三咲7丁目 92-28	5.48 5.70	27.53	変更前
	三咲7丁目 92-26	三咲7丁目 89-49	5.48 6.00	101.41	変更後
				73.88	
64-124	三咲7丁目 89-39	三咲7丁目 89-39	6.01 6.01	16.93	変更前
	三咲7丁目 89-39	三咲7丁目 89-49	6.00 6.01	95.28	変更後
				78.35	
20-001	市場5丁目 2400-1	米ヶ崎町 31	5.40 11.03	934.07	変更前
	市場5丁目 2400-1	東町 162	6.01 10.31	552.86	変更後
				△ 381.21	
37-029	高根町 528-1	夏見7丁目 651	2.85 6.60	847.11	変更前
	高根町 528-1	高根町 486-1	2.85 4.71	480.76	変更後
				△ 366.35	
38-004	米ヶ崎町 22-2	米ヶ崎町 84-1	2.90 9.22	165.98	変更前
	米ヶ崎町 22-2	米ヶ崎町 171	3.91 9.22	97.62	変更後
				△ 68.36	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		
			巾 員 m	延 長 m	
38-035	米ヶ崎町 526-1	飯山満町 1 丁目 164	1.90 8.06	254.18	変更前
	米ヶ崎町 526-1	米ヶ崎町 520-1	3.10 4.40	105.32	変更後
				△ 148.86	
合 計				△ 757.97	

廃止

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
37-078	高根町 371	高根町 366	2.60 4.30	113.17	
37-079	高根町 353-2	高根町 308	3.00 5.75	103.73	
37-080	高根町 302-1	高根町 333-1	1.92 5.75	88.55	
37-081	高根町 380	高根町 389	2.00 2.60	172.75	
37-082	高根町 486-1	高根町 340-1	2.29 3.07	174.28	
38-002	米ヶ崎町 52-1	高根町 290-3	1.98 7.23	796.93	
38-003	米ヶ崎町 59-1	米ヶ崎町 59-2	4.79 7.60	40.06	
38-010	米ヶ崎町 87-2	米ヶ崎町 93-1	2.30 2.90	140.61	
38-011	米ヶ崎町 74-1	米ヶ崎町 81-1	2.82 3.80	170.16	
38-012	米ヶ崎町 82-1	米ヶ崎町 84-2	2.60 4.95	61.87	
38-013	米ヶ崎町 21-1	米ヶ崎町 17-1	3.20 9.33	89.85	
38-024	米ヶ崎町 578	米ヶ崎町 519-1	3.00 4.57	107.89	
38-025	米ヶ崎町 625	米ヶ崎町 616	2.88 4.95	109.10	
38-026	米ヶ崎町 619	米ヶ崎町 547	3.20 6.60	51.31	
38-027	米ヶ崎町 597	米ヶ崎町 576-1	2.53 5.95	399.13	
38-029	米ヶ崎町 171	米ヶ崎町 169-1	4.40 6.07	29.95	
38-030	高根町 304-2	高根町 297-2	0.80 4.08	430.76	
38-031	米ヶ崎町 608	米ヶ崎町 674-1	1.70 4.13	156.26	

廃止

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
39-006	東町 210	東町 201	2.95 4.35	231.59	
39-007	東町 191	東町 180-1	2.90 6.53	231.35	
39-008	東町 177-1	東町 165	4.70 6.97	272.67	
39-009	東町 177-1	東町 180-1	3.94 5.75	88.86	
39-010	東町 211-3	米ヶ崎町 16-1	3.98 5.05	63.84	
39-012	東町 242	東町 253	2.88 5.50	224.27	
39-013	東町 163-1	東町 227	3.78 4.09	41.98	
50-181	飯山満町 1 丁目 580-1	米ヶ崎町 542-1	4.70 6.86	112.31	
合 計				4,503.23	

理 由

市道の路線認定及び変更並びに廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第36号

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「命令」という。）の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第80条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、命令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる命令第8条第1項（命令第50条、第55条、第61条、第61条の8、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに利用者及びその家族等」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条（第3条の規定によりその例によることとされる命令第8条第1項の規定を命令第61条の8において準用する場合に係る部分に限る。）の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第7条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第132条第1項の規定の適用については、同項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号」とあるのは「船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(<u>令和6年船橋市条例第</u>号」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号」とあるのは「船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第67号」とする。</p>	<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第7条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第132条第1項の規定の適用については、同項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号」とあるのは「船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(<u>平成24年船橋市条例第64号</u>」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号」とあるのは「船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第67号」とする。</p>

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 前条の規定によりその例によることとされる命令第70条第1項(命令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、<u>第162条の5</u>、第171条、第171条の4、<u>第173条の9</u>、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 前条の規定によりその例によることとされる命令第70条第1項(命令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、<u>第162条の4</u>、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（「第171条の4」の次に「、第173条の9」を加える部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、非常災害対策について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第38号

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第84条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第7条第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに利用者及びその家族等」とする。

（入浴等）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第21条第2項の規定の適用については、同項中「適切な方法により」とあるのは、「適切な方法により、1週間に

2回以上」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

2 船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第7条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第132条第1項の規定の適用については、同項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号」とあるのは「船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第64号」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号」とあるのは「船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(<u>令和6年船橋市条例第</u>号」とする。</p>	<p>(障害福祉サービスの提供に係る基準)</p> <p>第7条 第4条の規定によりその例によることとされる命令第132条第1項の規定の適用については、同項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号」とあるのは「船橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第64号」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号」とあるのは「船橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(<u>平成24年船橋市条例第67号</u>」とする。</p>

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第39号

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第63号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 指定障害者支援施設の指定に係る法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第44条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第6条に定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(入浴等)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第26条第2項の規定の適用については、同項中「適切な方法により」とあるのは、「適切な方法により、1週間に2回以上」とする。

(非常災害対策)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第44条第1項の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第40号

船橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第17条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（設備）

第6条 養護老人ホームの居室及び静養室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第41号

船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第17条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項（省令第42条、

第59条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(設備)

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第11条第4項第1号イの規定の適用については、同号イ中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

2 業務に支障がないと認められる場合には、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の介護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができます。

(ユニット型特別養護老人ホーム等における入浴等)

第7条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第37条第3項及び第62条第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第42号

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第65条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令第4章に定める基準を除く。）の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項（省令附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項（省令附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあ

るのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第43号

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の例による。

（指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員）

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定に係る申請者の資格）

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第10条までに定めるものほか、省令に定める基準の例による。

(記録の整備)

第6条 前条の規定によりその例によることとされる省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(非常災害対策)

第7条 第5条の規定によりその例によることとされる省令第32条第1項（省令第37条の3、第40条の16、第61条、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。）及び第82条の2第1項（省令第108条及び第182条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

(指定地域密着型特定施設の設備)

第8条 指定地域密着型特定施設の介護居室及び一時介護室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における入浴等)

第9条 第5条の規定によりその例によることとされる省令第163条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

(他の市町村長の指定を受けた事業者等に関する特例)

第10条 他の市町村に存する事業所において行う地域密着型サービス事業について当該市町村長の指定を受けている指定地域密着型サービス事業者及び当該事業所は、当該指定に係る地域密着型サービス事業についてこの条例の相当規定に規定する基準等を満たすものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第44号

船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

船橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(非常災害対策)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第30条第1項及び第58条の2第1項(省令第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

(記録の整備)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(他の市町村長の指定を受けた事業者等に関する特例)

第7条 他の市町村に存する事業所において行う地域密着型介護予防サービス事業について当該市町村長の指定を受けている指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該事業所は、当該指定に係る地域密着型介護予防サービスについてこの条例の相当規定に規定する基準等を満たすものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第45号

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の例による。
(指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第88条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（設備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第3条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます」とあるのは、「4

人以下とすること」とする。

(非常災害対策)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第26条第1項（省令第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

(記録の整備)

第7条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設における入浴等)

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第43条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第46号

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を
次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成24年船橋市条例第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9
7条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並
びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備
並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)の例
による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 法第97条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、次条から
第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(非常災害対策)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第28条第1項(省令第50条
において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるの
は、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

(記録の整備)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(ユニット型介護老人保健施設における入浴等)

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第44条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第47号

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年船橋市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の例による。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第3条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第32条第1項（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（ユニット型介護医療院における入浴等）

第6条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第48条第3項の規定の適用については、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号

船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づく

き条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(記録の整備)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第28条第2項（省令第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を
次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
例

船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年船橋市条例第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第4
2条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並び
に第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)の例に
よる。

(指定に係る申請者の資格)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療
所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われ
る訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養
介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

(記録の整備)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(非常災害対策)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第103条第1項（省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

(指定短期入所生活介護事業所等の設備)

第7条 省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）、省令第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所及び省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護事業所の居室並びに指定特定施設の介護居室には、非常通報装置又はこれに代わる設備を設けなければならない。

- 2 業務に支障がないと認められる場合には、指定短期入所生活介護事業所の介護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができます。
- 3 第4条の規定によりその例によることとされる省令第124条第8項、第140条の

4第8項、第140条の30第4項及び第177条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第124条第8項	第132条第1項から第7項まで	第132条第1項から第7項まで並びに船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第号）第7条第1項及び第2項
	前各項	前各項並びに船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項及び第2項
第140条の4第8項	第153条第1項から第7項まで	第153条第1項から第7項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
第140条の30第4項	第183条第1項から第3項まで	第183条第1項から第3項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前3項	前3項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
第177条第8項	第233条第1項から第7項まで	第233条第1項から第7項まで及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項

(ユニット型指定短期入所生活介護等における入浴等)

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第140条の8第3項及び第

155条の7第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第50号

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第61号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所

により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるものほか、省令に定める基準の例による。

(記録の整備)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(非常災害対策)

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第120条の4第1項（省令第142条（省令第159条において準用する場合を含む。）、第166条、第185条、第195条（省令第210条において準用する場合を含む。）、第245条及び第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用者及びその家族等」とする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所等の設備)

第7条 省令第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）、省令第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の居室並びに指定介護予防特定施設の介護居室には、非常通報装置又はこれに代わる設備を設けなければならない。

2 業務に支障がないと認められる場合には、指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員室と看護職員室は、同一の場所とすることができます。

3 第4条の規定によりその例によることとされる省令第132条第8項、第153条第8項、第183条第4項及び第233条第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第132条第8項	第124条第1項から第7項まで	第124条第1項から第7項まで並びに船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第 号）第7条第1項及び第2項
	前各項	前各項並びに船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項及び第2項
第153条第8項	第140条の4第1項から第7項まで	第140条の4第1項から第7項まで及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
第183条第4項	第140条の30第1項から第3項まで	第140条の30第1項から第3項まで及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前3項	前3項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項
第233条第8項	第177条第1項から第7項まで	第177条第1項から第7項まで及び船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第1項
	前各項	前各項及び船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第1項

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護等における入浴等）

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第161条第3項及び第212条第3項の規定の適用については、これらの規定中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第51号

船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（記録の整備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第52号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当す</p>	<p>(1) (略)</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当</p>

る額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に

(2) (略)

ア及びイ (略)

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険
保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する
費用(国民健康保険の事務の執行に要
する費用を除く。)のための収入(法第
72条の3第1項、第72条の3の2第1項及
び第72条の3の3第1項の規定による
繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額
は、その世帯に属する被保険者につき算定
した所得割額及び被保険者均等割額の合
算額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、被保険者に係
る賦課期日の属する年の前年の所得に係
る地方税法(昭和25年法律第226号)第314
条の2第1項に規定する総所得金額及び山

に関する特別会計において負担する後
期高齢者支援金等及び病床転換支援
金等並びに介護納付金の納付に要する
費用に充てる部分に限る。)及び退
職被保険者等に係る国民健康保険事
業費納付金の納付に要する費用の額
を除く。)

(2) (略)

ア及びイ (略)

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険
保険給付費等交付金(エにおいて「國
民健康保険保険給付費等交付金」とい
う。)(退職被保険者等の療養の給付等
に要する費用(法附則第22条の規定に
より読み替えられた法第70条第1項
に規定する療養の給付等に要する費
用をいう。以下同じ。)に係るもの
を除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する
費用(国民健康保険の事務の執行に要
する費用を除く。)のための収入(法附
則第9条第1項の規定により読み替え
られた法第72条の3第1項、第72条の3
の2第1項及び第72条の3の3第1項の
規定による繰入金並びに国民健康保
険保険給付費等交付金(退職被保険者
等の療養の給付等に要する費用に係
るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保
険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する
一般被保険者につき算定した所得割額及
び被保険者均等割額の合算額とする。
(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割
額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者
に係る賦課期日の属する年の前年の所得
に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第
314条の2第1項に規定する総所得金額及

林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同

び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2

法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.67

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について35,100円

第15条から第15条の3まで 削除

項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.5

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について32,360円

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。
(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の2 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条 第12条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。</p>	<p><u>第15条の3 第15条の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p><u>第16条 第12条又は第15条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。)</u>は、65万円を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p><u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</u></p>
<p>第16条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p><u>第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)</u>は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p>	<p><u>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)</u></p>
<p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納</p>	<p><u>(2) (略)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納</p>

付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)
(後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の2の3 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の2の4 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.69
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について10,700円

第16条の2の5から第16条の2の7まで 削除

付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の2の3 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の2の4 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.63
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について8,590円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の2の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の2の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の2の4の所得割の保険料率

	<p><u>を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第16条の2の7 第16条の2の5の被保険者均等割額は、第16条の2の4の規定により算定した額と同額とする。</u></p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の2の8 第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の2の8 第16条の2の2又は第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の2の9 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の2の9 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(3) (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.49</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>11,500円</u></p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.2</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人について<u>9,610円</u></p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなく</p>	

なった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条の2の2若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条の2の2若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5

なった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第14条若しくは第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条、第16条の2の2、第16条の2の5若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第14条若しくは第15条の3の基礎賦

を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象

課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ

とされるものの数を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に

れるものの数を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の2の4」と読み替えるものとする。

3 (各号列記以外の部分略)

(1) 第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の2の4」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の3」とあるのは「第16条の2の4又は第16条の2の7」と読み替えるものとする。

3 (各号列記以外の部分略)

(1) 第14条又は第15条の3の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第15条の3」とあるのは「第16条の2の4又は第16条の2の7」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額

65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

(1)及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1)及び(2) (略)

- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

(1)及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
- (1)及び(2) (略)
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

<p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「<u>第12条又は第15条</u>」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額等について、所要の改正を行うとともに、基礎賦課額等の保険料率を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第53号

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定に係る申請者の資格)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する<u>児童発達支援</u>(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定については、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 前条の規定によりその例によることとされる府令第40条第1項(府令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用する障害児及びその家族等」とする。</p>	<p>(指定に係る申請者の資格)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する<u>医療型児童発達支援</u>(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定については、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 前条の規定によりその例によることとされる府令第40条第1項(府令第54条の5、第54条の9、<u>第64条</u>、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用する障害児及びその家族等」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、非常災害対策等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

諮詢第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員川田 由美子は、令和6年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

諮詢第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員岩橋 泉は、令和6年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹